

## 公共財物賠償に関する関係自治体のご意向・ご指摘について

|           | 未だ避難指示が解除されていない地域   | 既に避難指示が解除され、帰還可能な地域   |
|-----------|---|---|
| 主なご意向・ご指摘 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間財物と同様に、全損あるいはそれに準じる扱いとしていただきたい。(多数意見)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間財物と公共財物では、財物の性質が異なる点があることは理解できるので、賠償方法が異なることもありうる。(多数意見)</li> <li>・民間財物と公共財物で財物の性質が異なることにより賠償方法が異なるとする場合には、簡便でかつ一括の基準に基づいて賠償が進むこと、個別具体の事情がある場合にはそれを考慮する仕組みがあること、自治体の意向を丁寧に汲んでいただけるよう配慮を求めたい。(多数意見)</li> <li>・民間財物と同様の賠償方法により賠償を進めていただきたい。(少数意見)</li> <li>・民間財物と公共財物で財物の性質が異なることにより賠償方法が異なるとする場合には、避難指示の解除までの使用できなかった期間については賠償対象として欲しい。(多数意見)</li> </ul> |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(東電による)賠償基準を迅速に示していただきたい。(多数意見)</li> <li>・固定資産台帳や公用資産台帳に記載される内容(所有する建物や土地の面積など)や、公会計制度の導入により把握可能な内容(一部土地・建物の評価額や建物の減価償却額など)については、比較的簡便に把握できるが、それ以外の情報(現場の写真、利用状況など)を入手することについては、手間暇がかかること、時間・人員などの行政コストが甚大となる懸念があることから、非現実的と考えられるため、ある程度簡便な形で処理できることが望ましい。特に、本件に関わる担当者が少ない自治体の事情を十分に考慮してほしい。(多数意見)</li> <li>・賠償の基礎となる建物や土地の評価額については、種別等によりある程度の目安が示され、それに応じた賠償がなされることが望ましい。(多数意見)</li> <li>・個別に立証が可能で、かつ目安による賠償を超える場合には、それを考慮する形で賠償が進められることを求めたい。(少数意見)</li> <li>・迅速性、客観性、公平性等の観点から、ある程度一律で整理する必要があると考える一方で、個別具体の事情があれば考慮できるように工夫していただきたい。(少数意見)</li> </ul> |   |